

平成17年以降の措置

1. 特別措置対象物質の範囲

物質の性状等危険性を考慮・検討した結果、以下に特別措置の対象範囲を整理

1	自然発火性を有しない引火性ガス(Class2.1)であって、液化されていないもの
2	非引火性非毒性ガス(Class2.2)であって、Class5.1の副次危険性を有し、かつ液化されたもの以外のもの
3	容器等級が または の引火性液体類(Class3)
4	容器等級が または の可燃性物質(Class4.1)であって、安定化爆薬でも自己反応性物質でもないもの
5	容器等級が または の自然発火性物質（自己発熱性物質）(Class4.2)
6	容器等級が または の水反応可燃性物質(Class4.3)
7	容器等級が または の酸化性物質(Class5.1)
8	容器等級が または の毒物(Class6.1)
9	容器等級が または の腐食性物質(Class8)
10	国連番号が2216または1845である有害性物質(Class9)
11	[旅客船に関する追加の条件] 積載方法がBまたはCの「その他の物質（N.O.S.）及び包括品名」であって、積載方法がDまたはEの危険物に類するものを除く。

（海上技術安全研究所報告書より）

2. 実施すべき安全対策

特別措置対象物質を運送する際に条件となる追加の安全措置（適用条件安全対策）を以下に整理（詳細は省略、クラス、船種等によっては必要のない項目あり）

（1）ハード要件

- 固定式の火災探知機等
- 発火源の排除
- 積載危険物に応じた防護具
- 連続通風させるための機械通風装置
- 消火ポンプの遠隔操作
- 積載危険物に応じた消火器
- 自動車等の固定

（2）ソフト要件

- 荒天時の運送禁止
- タンク自動車等の点検
- 巡視間隔の維持及び自動車等の状態確認
- 緊急時の連絡先確保
- 危険物容器・包装の自動車等への固定
- 車両甲板への旅客の立入防止
- 乗組員の教育・訓練
- 危険物取扱マニュアルの作成・供与

（3）その他

- 積載台数の制限
- 旅客船における追加の制限
- 積載場所の選定

3. 特別措置対象物質の判定

- 特別措置対象物質の範囲に入らない物質は原則認めない。
- 特別措置対象物質の範囲に入る物質は事前の個別審査を受けて決定。
但し、平成16年に暫定的に特別措置対象となっている物質であってWGで妥当と認められた物質は個別審査は必要ない。
- N.O.S.及び包括品名は申請前の個別審査が必要。